



食安発 0808 第 1 号
平成 26 年 8 月 8 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 97 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 323 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、グルタミルバリルグリシンを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬シアゾファミド、農薬ジカンバ、農薬 1, 3-ジクロロプロペン、農薬シプロジニル、動物用医薬品ジルパテロール、動物用医薬品セファゾリン、動物用医薬品及び飼料添加物ナラシン、農薬ブプロフェジン、農薬ペンチオピラド、農薬ボスカリド、農薬マンジプロパミド、動物用医薬品及び飼料添加物モネンシン、農薬モリネート及び農薬ルフェヌロンについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

(2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、グルタミンバリングリシンの成分規格を設定し、試薬・試液等を改正したこと。

第 2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成 27 年 2 月 8 日から適用されるものであること。

農薬等	食品
ジカンバ	えだまめ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の卵及びその他の家きんの卵
シプロジニル	その他のあぶらな科野菜、チコリ、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実、その他のオイルシード、その他のスパイス及びすもも（乾燥させたもの）
ナラシン	牛の筋肉、牛の腎臓、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
ボスカリド	りんご、牛の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、鶏の脂肪、鶏の肝臓、鶏の腎臓及び鶏の食用部分
モネンシン	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動

	物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
モリネート	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するジカンバとは、農産物（大豆に限る。）及び畜産物にあってはジカンバ、3，6－ジクロロ－2－ヒドロキシ安息香酸（以下、

この項において「代謝物B」という。)をジカンバに換算したものと及び代謝物Bの抱合体をジカンバに換算したものの和をいい、農産物(大豆を除く。)にあつてはジカンバをいうこと。

- (2) 今回基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1, 3-ジクロロプロペン(E体)及び1, 3-ジクロロプロペン(Z体)の和をいうこと。
- (3) 魚介類(さけ目魚類に限る。)、魚介類(うなぎ目魚類に限る。)、魚介類(すずき目魚類に限る。)、魚介類(その他の魚類に限る。)、魚介類(貝類に限る。)、魚介類(甲殻類に限る。))及びその他の魚介類に設定されているシプロジニルの基準値については、これらの基準を統合して「魚介類」として基準値を設定すること。
- (4) 今回基準値を設定するナラシンとは、ナラシンAをいうこと。
- (5) これまでボスカリドとは、畜産物にあつては、ボスカリド、2-クロロ-N-(4'-クロロ-5-ヒドロキシ-ビフェニル-2-イル)ニコチンアミド(以下、この項において「代謝物B」という。)及び代謝物Bのグルクロン酸抱合体をボスカリド含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、ボスカリドのみをいうこととしていたが、今回基準値を設定するボスカリドとは、ボスカリドのみをいうこと。
- (6) 羊、馬、山羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。)に設定されているボスカリドの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定すること。
- (7) 今回基準値を設定するモネンシンとは、モネンシンAをいうこと。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬シアゾファミド、農薬1, 3-ジクロロプロペン、農薬ブプロフェジン、農薬ボスカリド、農薬マンジプロパミド及び農薬ルフェヌロンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、1, 3-ジクロロプロペン、ジルパテロール及びナラシン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 添加物に関する事項

運用上の注意

使用基準関係

グルタミンバルリグリンの使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知すること。